

一般社団法人 健康 生きがい サポート互助会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人健康生きがいサポート互助会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を福井県坂井市春江町いちい野中央506番地3に置く。

(目的)

第3条 当法人は、中高年齢者・障害者、社会的弱者の健康と生きがいの創造に関係する人の個性を尊重し、誰もが地域の中で、生き活きと暮らす 元気な社会の実現を目的に次の事業を行う。

- (1) 医療共済給付等の互助に関する事業
- (2) 健康・生きがい創造の開発・活動に関する事業
- (3) 成年後見制度の普及・啓発活動及び相談・助言活動に関する事業
- (4) 障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業
- (5) 福祉関連事業に従事する人の資質向上に関する事業
- (6) 動産及び不動産の賃貸・管理事業
- (7) サポーター・アドバイザー等の紹介に関する事業
- (8) 損害保険代理業
- (9) 生命保険募集に関する業務
- (10) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 会 員

(法人の構成員)

第5条 当法人は、当法人の目的に賛同した個人(但し、医療共済・傷害保険の加入者を除く。)及び団体を会員とし、会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員と

する。

2 会員は、当法人の目的を達成するため、社員総会において別に定める会費及び入会金を納入しなければならない。

(入会)

第6条 当法人に入会する者は、当法人所定の様式に申込みをして、代表理事の承認を得る。

(退会)

第7条 会員は、所定の退会届を退会の1か月前に代表理事に提出して退会できる。

(除名)

第8条 会員が次の何れかに該当するときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 当法人の定款及び規則に違反したとき並びに当法人の名誉を傷つける行為をしたとき。
- (2) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格喪失)

第9条 会員は、退会及び除名その他、次の何れかに該当するに至ったときは、会員の資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して1年以上されなかったとき。
- (2) 死亡、失踪宣告を受けたとき又は解散もしくは総会員の同意があったとき。
- (3) 成年被後見人になったとき。

第3章 社員総会

(種類)

第10条 当法人の社員総会は、定時社員総会と臨時社員総会の2種とする。

(権限)

第11条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 役員を選任及び解任
- (4) 役員報酬規定と報酬額
- (5) 各事業年度の決算報告

- (6) 定款の変更及び解散
- (7) 理事会において、社員総会に付議した事項
- (8) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第13条 社員総会は、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 社員総会の招集通知は、開催日より一週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に支障あるときは、社員総会出席者において議長を選出する。

(決議)

第15条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第16条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議事録)

第17条 社員総会の議事については、法令の定めにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員

(役員の設定等)

第18条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上5名以内
 - (2) 監事 1名
- 2 理事のうち1名を代表理事とし、代表理事をもって理事長とする。

3 当法人に次の役員を置くことができる。

- (1) 顧問 若干名
- (2) 参与 各事業2名以上5名以内

(選任等)

第19条 理事・監事は、社員総会の決議によって選任し、顧問・参与は理事長が任命する。

- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、当法人の理事・顧問・参与もしくは使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のいずれか1名と3親等内の親族である理事の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(任期)

第20条 理事・監事の任期は、選任後 2年 以内に終了する事業年度の内、最終のものに関する定時社員総会の終結時までとし、再任を妨げない。

- 2 欠員の補充として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期満了時までとする。
- 3 理事又は監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠く場合には、新たに選任された者が就任するまで、その職務を行う権利義務を有する。

(代表理事の職務権限)

第21条 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(監事の職務権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

(役員報酬等)

第23条 当法人から受ける役員報酬及び職務執行の対価は、社員総会の決議をもって定める。

(責任の一部免除)

第24条 当法人は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合は、理事会の決議によって賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(理事会の設置)

第25条 当法人は、理事会を設置し、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第26条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第27条 理事会は、理事長が招集する。

(議長)

第28条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第29条 理事会の決議は、決議に利害を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第30条 理事会の議事は、法令に定める議事録を作成し、出席理事・監事はこれに記名捺印する。

(理事会規則)

第31条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める。

第6章 計算

(事業年度)

第32条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第33条 当法人の事業計画及び収支予算は理事長が作成し、毎事業年度開始日の1ヶ月前に理事会が承認し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第34条 本定款は、社員総会の決議をもって変更することができる。

(解散)

第35条 当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号、第4号から第7号までに規定する事由による他、社員総会の決議によって解散することができる。

(残余財産)

第36条 当法人を清算する時は、残余財産を社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与する。

2 当法人は、剰余金の分配を行わないものとする。

第8章 附 則

(最初の事業年度)

第37条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成27年3月31日までとする。

(設立時役員等)

第38条 当法人の設立時の理事、代表理事及び監事は、次のとおりである。

設立時 理事	土 山 彌一郎
設立時 理事	林 田 恒 正
設立時 理事	伊 藤 重 一
設立時 理事	新 郷 正 枝
設立時 代表理事	土 山 彌一郎
設立時 監事	山 品 昌 廣

(設立時の社員の氏名又は名称及び住所)

第39条 当法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住所	福井県鯖江市河和田町第9号11番地
設立時 社員	土 山 彌一郎

住所 福井県坂井市丸岡町霞町4丁目1番地
設立時 社員 林 田 恒 正

住所 福井県福井市北四ツ居町第31号4番地5
設立時 社員 伊 藤 重 一

住所 福井県福井市西谷町第21号43番地1
設立時 社員 新 郷 正 枝

住所 京都府京都市山科区竹鼻竹ノ街道町91番地
ラクト山科メゾンウエスト810号
設立時 社員 山 品 昌 廣

(法令の準拠)

第40条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

平成 28年 11月 7日 改定

令和 1 年 5月 30日 改定

令和 1 年 12月 20日 改定

令和 2 年 4月 1日 改定